

指 示 第 1 号
令和 7 年 1 月 8 日

首席矯正処遇官（処遇担当）
首席矯正処遇官（指導担当）

余暇活動の援助の一環として被収容者にDVDを視聴させることについて
長期休庁中の標記について、被収容者の余暇活動の援助を充実するに当たり、下記のと
おりとするので、遺漏のないようされたい。

なお、令和6年7月29日付け当職指示第2号「余暇活動の援助の一環として被収容者
にDVDを視聴させることについて」は廃止する。

記

1 対象者

自所執行自営作業受刑者

2 貸与時期

以下の4日以上作業を行わない日（矯正処遇日を除く）が連続する期間

- (1) いわゆるゴールデンウィーク（春の連休）
- (2) 夏季のお盆休み（前後の連続する土曜日・日曜日を含む）
- (3) いわゆるシルバーウィーク（秋の連休）
- (4) 年末年始

3 貸与枚数

原則として、下表のとおりとする。

連続する作業を行わない日	4日	5日	6～7日	8日以上
共同室	3枚	4枚	6枚	8枚
単独室	1枚	2枚	3枚	4枚

4 貸与方法

講堂における官本選本時にDVDライブラリーリストから貸与申込表に希望するD
VD名と番号を記入する。また、重複を避けるためチェック表（別添）にも記入させる。
また、申込をスムーズにするため、各居室にライブラリーリストを配布する。

なお、工場毎の希望提出順は、女区が一番に選定できることとする。第三区は、第七
統括が実施方法を検討の上で、各工場の順序を決める。

5 DVDライブラリーリスト掲載数

原則として、650枚程度とする。